

8. 犯罪被害者等

(1) 現状と課題

誰もが犯罪の被害に巻き込まれる可能性があります。ひとたび犯罪に遭遇すると被害を負わされたり、家族の命を奪われるといった直接的被害や、心身の不調によって日常生活に大きな支障をきたすこともあります。また、無責任なうわさ話や、報道による精神的苦痛、医療費の負担や収入の途絶による生活の困窮、自宅が事件現場となったり、加害者から逃れることによる転居、刑事手続きや裁判による時間的な負担から雇用関係の維持に支障をきたすなど犯罪被害にあわれた方やその家族・遺族（以下「犯罪被害者等」といいます。）は、様々な問題に直面しています。

国においては、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」が制定されました。また、全国各地では、毎年11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等が置かれている状況や、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏への配慮の重要性等について、啓発活動が展開されています。

三田市においては、「三田市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が地域で温かく支えられ、再び安心して生活を営むことができるよう取り組んでいます。

制度面の改善が進む一方、犯罪被害者等は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い討ちをかけるように興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉を傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされるなどの人権問題が発生しています。犯罪被害者等の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(2) 今後の方向性

犯罪被害者等が再び平穏な生活を送ることができるよう、犯罪被害者等の人権について、広く啓発を図るとともに、警察署や民間支援団体等と連携し、総合的な支援を行います。

- 犯罪被害者等の人権に対する配慮と保護を図るため、啓発活動に取り組みます。
- 相談窓口を設置し、情報提供や関係機関との連携を図り、日常生活の支援に取り組みます。
- 行政及び教職員等、人権に関わりの深い人々（市職員、教職員等）の研修を充実させ、二次被害防止の主体者としての資質を高めます。

三田市の基本計画等

- ・三田市犯罪被害者等支援条例 平成29年（2017年）

注釈 犯罪被害者等基本法

犯罪被害者等（犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者及びその家族又は遺族）のための施策を総合的かつ計画的に推進することによって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的としており、その基本理念として、犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することなどが定められています。

国・地方公共団体が講ずべき基本的施策としては、「相談及び情報の提供」「損害賠償の請求についての援助」「給付金の支給に係る制度の充実等」「保健医療サービス・福祉サービスの提供」「犯罪被害者等の二次被害防止・安全確保」「居住・雇用の安定」「刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備」といった項目が掲げられており、これらを犯罪被害者等の視点に立って実現することによって、その権利や利益の保護を図ることとしています。